

## 五輪組織委による言論妨害、出版・表現の自由の侵害に抗議する

公益財団法人「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」は、「週刊文春」4月8日号（4月1日発売）掲載記事「白鵬、海老蔵、後援者...森・菅・小池の五輪開会式“口利きリスト”」、および3月31日配信の文春オンライン記事「『AKIRA』主人公のバイクが...渡辺直美も絶賛した『MIKIKO チーム開会式案』の全貌」において東京オリンピックの演出プランを取材・検証し、暴露した記事の掲載が「著作権の侵害」にあたるとして、同誌に対して、4月8日号の回収と販売中止、ネット記事の全面削除を求めました。併せて保有の内部資料を直ちに廃棄し、今後のその内容を一切公表しないことを要求。「不正競争防止法違反の罪」「業務妨害罪」にも触れ、警察への相談、内部調査の徹底などにも言及しています。

これに対し同誌は「侮辱演出案や政治家の“口利き”など不適切な運営が行われ、巨額の税金が浪費された疑いがある開会式の内情を報じることには高い公共性、公益性がある」として、発売中止、回収などについて拒否する姿勢を表明しています。平和の祭典と称されるオリンピック・パラリンピックは、莫大な公金が投入された公共性の極めて高い国際的なイベントです。同誌の表明するとおり、開会式の概要を取材し公表することが公共の利益と合致することは明白です。さらに、当該記事は、開会式の内容の決定過程や、その公金支出の在り方を検証し批判しているもので、公益性が高い報道です。内部資料の引用や紹介を含む報道記事について著作権が問われると、権力の監視や市民の「知る権利」に応えるメディアの正当な取材活動が成り立ちません。

さらに組織委は、営業秘密を不正に開示する者についても、「不正競争防止法違反の罪」及び「業務妨害罪」が成立しうるものであり、所管の警察と相談し、内部調査にも着手する、としています。刑事告訴をほのめかし、取材活動の萎縮を意図した恫喝とも受け取れます。公的機関による報道の自由への侵害や内部告発者や内部告発行為への威嚇とも受け取られ、今後の報道の自由、取材活動に多大な制限と影響を与えかねません。

オリンピック・パラリンピックは、市民の共感、支持があってこそのものであります。その運営組織の透明性は不可欠で、メディアの取材活動の範疇です。言論・出版の自由は憲法21条で保障されています。組織委の主張は、公的機関からの言論妨害、出版・表現、報道の自由、取材活動に対する重大な侵害にほかならず、メディアで働く労働者として、看過できません。1963年に日本雑誌協会が制定した雑誌編集倫理綱領の第一項「雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない」という立場をいま一度、強く支持し、組織委による同誌への発売中止、回収要求に抗議し、即時撤回を求めます。

2021年4月8日

日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）＜新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労＞